平成２３年（フ）第１７２号
福島県郡山市字名倉313番地の16
債務者　冨塚美智子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
福島県須賀川市森宿字辰根沢98番地30
債務者　菊地　　茂
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１９９号
福島県本宮市本宮字葭ヶ入92番地２　アビタシオンＫ－Ｉ202
債務者　和田山将太
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１００号
茨城県北茨城市中郷町石岡202番地21
債務者　吉田フミ子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１１９号
茨城県日立市久慈町２丁目８番31号、住民票上の住所茨城県ひたちなか市八幡町４番21号
債務者　葛西　邦明
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１２０号
茨城県日立市久慈町２丁目８番31号、住民票上の住所茨城県ひたちなか市八幡町４番21号
債務者　葛西登志子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１２１号
茨城県高萩市有明町３丁目65番地
債務者　清水佳代子
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１８６号
茨城県稲敷郡河内町源清田1013番地
債務者　坂本あけみ
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１９３号
茨城県取手市谷中65番地40、前住所千葉県市川市南八幡３丁目21番１―505号　ルモン本八幡
債務者　橋口　博文
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１０１号
茨城県鹿嶋市宮中844番地６
債務者　木村　勇司
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第９３号
群馬県桐生市永楽町８番10号
債務者　曾田　　強
1　決定年月日時　平成23年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１１０２号
千葉市緑区越智町745番地14
債務者　山元　紀治
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１７８号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅26棟305号
債務者　能城　秀敬
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２１１号
千葉県船橋市行田３－１―12行田団地402号、外国人登録原票上の住所千葉県習志野市大久保１丁目29番８―509号
債務者　野村ナティビダッドこと　ＮＯＭＵＲＡＮＡＴＩＶＩＤＡＤ　ＣＡＬＡＯＲ
1　決定年月日時　平成23年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２２０号
千葉県市川市新浜１丁目12番20号　第１千鳥ハイツ202号
債務者　大貫　春美
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２２９号
千葉県市川市稲荷木１丁目24番21号　高梨荘205号
債務者　窪田　幸司
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２４０号
千葉県八千代市下高野549番地
債務者　三枝　利光
1　決定年月日時　平成23年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係